

令和３年度 第２回廿日市市協働によるまちづくり審議会 次第

日時：令和４年２月２５日（金）１８時３０分～２０時
オンライン（Ｚｏｏｍ）開催
発信：市民活動センター

１ 開会

２ 自治振興部長あいさつ

３ 議事等

（議題１）第３期協働によるまちづくり推進計画の進捗状況について（資料１）

（議題２）第３期取組事業の評価について（資料２）

４ その他

５ 閉会

<事前送付資料>

◎第３期協働によるまちづくり推進計画の進捗状況について（資料１）

◎第３期協働によるまちづくり推進計画事業調書 R3年度

◎各種事業の関連するチラシ・報告書ほか

令和3年度 第3期協働によるまちづくり推進計画 事業実績一覧表(12月末現在進捗状況)

※進捗度は担当課において令和元年度の実績をもとに次の区分で自己評価(A～Dを記入)

A:達成(実績数値が目標数値以上)
B:おおむね達成(実績数値が目標数値の70%以上 または 同等の成果があったもの)
C:未達成(実績数値が目標数値の70%未満 または、成果が認

資料1

推進する 仕組み	施策の 方向性		主な取組内容	担当課	実施 区分	No	具体的取組	事業目的	令和3年度事業内容	令和3年度実績	令和3年度評価		施策の 方向性の 評価
										12月末時点	値	理由	
	1 協働の 理念の 共有	1	協働によるシンポジウムや講演会等の開催	協働推進課	継続	1	協働によるまちづくりフォーラム	協働によるまちづくり推進計画に基づき、交流、連携の場づくりや人づくりなどを進める。 多様な主体との協働による市民主体のまちづくりを推進し、つながりを大切にした暮らしやすい豊かな地域社会の実現を計画的に推進する。	まちづくり交流会の開催による交流の場と機会の提供	未実施 例年、2月頃に実施予定			
				地域政策課	継続	2	情報交換会(地域自治組織対象)	各地区が取り組んでいるまちづくり活動の事例共有等を通じて、各地域同士の学び合いの場を提供するとともに、地域と市が協働のまちづくりを進めていくうえで不可欠な「信頼」と「対話」を継続的に築いていくため、地域住民と行政職員がフラットな立場で、自由に意見交換ができる場を設定する。	廿日市市内28地区の地域自治組織を対象にした情報交換会を開催し、まちづくりチャレンジ応援補助金の採択案件などの発表等、廿日市市内での先進事例の共有と、地域と地域、地域と市の情報交換を、年2回実施する。	令和4年1月29日に、市内28地区の地域自治組織(各2名)を対象として開催を予定している。			
				地域政策課	継続	3	情報交換会(防災士フォローアップ研修)	自主防災組織に所属されている防災士を対象に地域防災に関する知識の習得、意識の醸成を図り、地域で活躍してもらうことを目的に研修会を実施する。	防災士の活動事例紹介 専門的な知識を有する講師による講演会 市の防災に対する取組み紹介 (具体的な内容については企画中)	令和4年1月15日(土)に市内28地区の自主防災組織に所属している防災士を対象に開催を予定している。			
				協推推進課	継続	4	情報交換会	協働によるまちづくり推進計画に基づき、交流、連携の場づくりや人づくりなどを進める。 多様な主体との協働による市民主体のまちづくりを推進し、つながりを大切にした暮らしやすい豊かな地域社会の実現を計画的に推進する。	市民活動センター代表者研修会の開催による交流の場と機会の提供	2/5(土)市民活動センター代表者研修会開催予定			
		2	まちづくり講演会の開催【宮島】※新規	宮島まちづくり企画室	新規	5	宮島まちづくり未来ゼミ	宮島まちづくり基本構想に基づき、島民の交流、連携の場づくり、人づくりなどを進める。 「宮島に暮らす人」、「宮島で働く人」、「宮島に想いをはせる人」、「宮島を訪れる人」など、宮島に関わる人を「島民」と定義し、島民を主体とする「島づくり組織」の組織化を計画的に進めながら、宮島地域のまちづくりを推進する。	宮島地域のまちづくりの一助とするため、学識経験者などを招聘し、島民対象に未来ゼミ(講演会)を開催する。未来ゼミを通じて、島民のまちづくりに対する意識醸成、主体性を培う。 ※未来ゼミ(年4回)開催予定	・12月に2回開催済み ・1～2月に2回開催予定			
		3	出前トーク等による協働の理念啓発	協働推進課	継続	6	出前トーク「協働のまちづくり」実施	協働によるまちづくり推進計画に基づき、協働の理念共有を進める。 多様な主体との協働による市民主体のまちづくりを推進し、つながりを大切にした暮らしやすい豊かな地域社会の実現を計画的に推進する。	出前トークを開催し、市民の集まるイベントに赴き、協働によるまちづくり基本条例や第3期協働によるまちづくり推進計画の内容を説明することで、市民に協働の理念共有を図る。	・各地域への3期計画説明(4/6・9・15・26) ・市民センター所長会・職員部会 ・自治振興部内研修6/25 ・友和小学校10/6 ・町内会連合会11/16			
				協働推進課	継続	7	新人職員研修、視察対応	協働によるまちづくり推進計画に基づき、交流、連携の場づくりや人づくりなどを進める。 多様な主体との協働による市民主体のまちづくりを推進し、つながりを大切にした暮らしやすい豊かな地域社会の実現を計画的に推進する。	新人職員を対象とした研修を開催し、協働によるまちづくり基本条例と第3期協働によるまちづくり推進計画のもとに協働の理念共有をおこなう。 他市町のまちづくり団体や自治体等からの視察対応をし、廿日市市の協働によるまちづくりの実践状況を市外に共有を行う。	協働によるまちづくり職員研修10/19実施	A 達成	新人を集めて研修するだけでなく、事例発表する担当課も巻き込み、また、コロナ禍によるオンラインを活用した事業展開を試すことに挑戦した。	
		4	協働事例集の作成と共有	協働推進課	継続	8	「協働事例集」の更新	協働によるまちづくり推進計画に基づき、廿日市市内で実践されている協働事業の実践事例を掲載して、理念共有と実践方法のノウハウについて庁内およびまちづくり活動団体に周知することで、協働によるまちづくりの推進を図る。	協働事例の新規掲載をする。 協働事例集を庁内やまちづくり団体の活動の参考とできるように、事例集の掲載様式を刷新する。 庁内および審議会、まちづくり活動団体へ協働事例の共有を図る。	・事例集掲載予定の事例が3件あり、内容は決まっている。			
				協働推進課	継続	9	「協働」に関する取組共有	No. 8「114 「協働事例集」の更新」を参照					
		5	オンラインを活用した幅広い世代や遠隔地からの参加機会の提供	協働推進課 地域政策課 市民センター その他、開催部署	継続	10	協働によるまちづくりフォーラム、情報交換会等にオンライン開催も取り入れる	協働によるまちづくり推進計画に基づき、協働の理念共有を進める。 多様な主体との協働による市民主体のまちづくりを推進し、つながりを大切にした暮らしやすい豊かな地域社会の実現を計画的に推進する。	協働によるまちづくりフォーラムや情報交換会等のZoom視聴またはyoutubeでのアーカイブ動画の公開を行う	未実施 例年、2月頃に実施予定			
				協働推進課	継続	11	協働によるまちづくりについて啓発(HPやSNSで啓発)	協働によるまちづくり推進計画に基づき、協働の理念共有を進める。 多様な主体との協働による市民主体のまちづくりを推進し、つながりを大切にした暮らしやすい豊かな地域社会の実現を計画的に推進する。	ホームページやSNSを通じて、協働によるまちづくりの理念啓発に関する記事掲載や協働によるまちづくりに関する事業の実践事例の紹介をする。	HPへの第3期推進計画情報、協働事例集の掲載、市民活動センターと連携した企画の掲載			

令和3年度 第3期協働によるまちづくり推進計画 事業実績一覧表(12月末現在進捗状況)

※進捗度は担当課において令和元年度の実績をもとに次の区分で自己評価(A～Dを記入)

A:達成(実績数値が目標数値以上)
B:おおむね達成(実績数値が目標数値の70%以上 または 同等の成果があったもの)
C:未達成(実績数値が目標数値の70%未満 または、成果が認

資料1

推進する 仕組み	施策の 方向性		主な取組内容	担当課	実施 区分	No	具体的取組	事業目的	令和3年度事業内容	令和3年度実績	令和3年度評価		施策の 方向性の 評価
										12月末時点	値	理由	
①めざすまちに向かって	2 協働によるまちづくりの実践・成果の共有	1	目的に応じた庁内関係部署による会議の開催	自治振興部及び関係課	継続	12	地域連携会議	・自治振興部の組織の連携を図り、地域づくりの推進に向けた取組みを提案するとともに、課題解決及び情報共有を行う。 ・各所属から地域の抱える課題や話題になっていることを持ち寄ることでお互いの業務を把握し、連携に向けたアイデア出し及び課題解決に向けた意見交換の場とすることで地域支援につなげる。	・会議の開催 【開催日】原則毎月第3水曜日(ただし、12月及び令和4年3月を除く) 【構成員】地域政策課、中山間地域振興室、協働推進課、各支所 地域づくりグループ係長(GL)相当職(必要に応じて担当者も出席可。案件に応じて部内他課及び部外関係課も出席可) 【議題】 部内の課題の共有、検討及び提案(まちづくりチャレンジ応援補助金、情報交換会、吉和支所複合施設整備事業、市有集会所の取扱い、交通安全計画等)	計6回開催し、部内の課題を共有、検討した。8月、10月の会議は、大雨対応等を優先して中止とした。			
				佐伯支所	継続	13	各支所における地域連携会議	・佐伯支所(地域)内の組織の連携を図り、佐伯地域の課題解決及び情報共有を行う。 ・各所属からの情報提供や提案による意見交換の場とし、地域への支援に繋げる。 ・市政運営会議、政策監会議、部課長会議の情報共有を行う。 ・佐伯市所内各課、市民センター、保育園、消防署の連携を促進する。	地域連携会議を原則毎月開催 ・開催日時:毎月第1金曜日 ・構成員:佐伯支所長、市民福祉担当課長、環境産業担当課長、包括さいき所長補佐、津田市民センター長、友和市民センター所長、玖島市民センター所長、浅原市民センター所長、佐伯消防署長、津田保育園長、友和保育園長、地籍調査課長、地域づくりグループGL ・議題:(第1部)各所属から情報提供、意見交換 (第2部)政策監会議、部内会議等の情報共有 ※必要に応じて	計5回開催し、佐伯地域内の情報を共有して意見交換を行った。			
				大野支所	継続	14	各支所における地域連携会議	・大野支所(地域)内の組織の連携を図り、大野地域の課題解決及び情報共有を行う。 ・各所属からの情報提供や提案による意見交換の場とし、地域(市民)に最も近い業務を担うそれぞれの立場において、地域への支援につなげる。	大野支所会議開催 ・開催日時:毎月第1火曜日 ・構成員:支所長、市民福祉担当課長、環境産業建設担当課長、包括おおのGL、大野市民センター所長、大野西市民センター所長、大野東市民センター所長、大野消防署長、大野学校給食センター所長、社会福祉協議会大野事務所、地域づくりグループGL ・議題:(第1部)各所属から情報提供、意見交換 (第2部)政策監会議、部内会議等の情報共有	・6月、9月、11月は緊急事態宣言中や選挙期間中のため流し、全6回開催した。 ・支所会議での情報提供により、地域課題解決に向け、グループを超えた担当者同士の協議の場を設けることができた。			
				宮島支所	継続	15	各支所における地域連携会議	・〈島内連絡会議〉宮島地域内の関係団体が一堂に会し、行事予定などを情報共有し、地域の課題等について意見交換を行う。 ・〈管内課長会議〉宮島支所管内の所属長が一堂に会し、各所管事項の情報共有や、地域の課題等について意見交換を行う。	〈島内連絡会議開催〉 ・開催日時:毎月1回開催(年間12回)慣習とし、開催日は毎月最終週、会場はetto宮島交流館 ・構成員:宮島支所長、同市民福祉担当課長、同環境産業建設担当課長、宮島まちづくり交流センター長、宮島町商工会事務局長、宮島観光協会事務局長、廿日市警察署宮島駐在所長、宮島消防署長、宮島学園校長、宮島幼稚園長、社会福祉協議会宮島事務所長、宮島支所地域づくりGL ・開催内容:関係団体が一堂に会し、行事等予定表や持ち寄った資料をもとに、情報共有・意見交換を行う。 〈管内課長会議開催〉 ・開催日時:毎月1回開催(年間12回)を慣習とし、開催日は自治振興部課長会議の翌日、会場はetto宮島交流館 ・構成員:宮島支所長、同市民福祉担当課長、同環境産業建設担当課長、宮島まちづくり交流センター長、宮島水族館経営課長、宮島歴史民俗資料館長、宮島消防署長、宮島支所地域づくりGL ・開催内容:管内の所属長が一堂に会し、持ち寄った資料をもとに、情報共有・意見交換を行う。会議終了後、引き続き宮島支所課長会議にて市政運営会議、政策監会議などの報告を行う。支所としての意見をまとめる案件があれば、この場を活用。	・島内連絡会議 9回 ・管内課長会議 5回			
				宮島まちづくり企画室及び関係課	新規	16	宮島まちづくり連絡会議・分科会	宮島まちづくり基本構想に基づき、島民の交流、連携の場づくり、人づくりなどを進める。 「宮島に暮らす人」、「宮島で働く人」、「宮島に想いをはせる人」、「宮島を訪れる人」など、宮島に関わる人を「島民」と定義し、島民を主体とする「島づくり組織」の組織化を計画的に進めながら、宮島地域のまちづくりを推進する。	宮島地域のまちづくり事業を実施するにあたり、行政として、島内課題を関係部局の職員が共有し、意見交換や来年度以降の予算要求につなげるため、連絡会議と分科会を開催する。連絡会議は「全体会」、分科会はテーマごとによる「特定部局の会」として開催する。 ※連絡会議年1回、分科会は都度開催	・連絡会議を政策監会議に代えて実施済み。 ・分科会は全テーマで15回以上開催。 ・今後都度開催予定			
				福祉保健部を中心に関係課	継続	17	業務連携会議	地域にかかわる業務を所管する関係部署等が、連携し、地域に対する効果的なアプローチや支援を行うため、地域情報を共有すると共に、各部署が抱える課題の解決に向け、議論、検討を行う。	・2ヶ月に1回開催(5月、7月、9月、11月、1月、3月) ・2部構成とし、第一部では関係所属から情報提供。併せて、各課のもつ、廿日市地域の11地区に対するアプローチを福祉総務課が集約し、共有する。 ・第二部は、議論、検討を行う。第二部では、事前に関係所属へ議題照会をする。年間計画を作成し、その内容に沿って行う。協議に必要な他部署に参加を依頼することもできる。 ・緊急で議論が必要になった案件も議題にあげることが可能。	令和3年度に実施予定としている全6回の会議のうち、5回までが終了した。地域に係る関係部署の情報交換、協議の場となっている。			
		2	まちづくり活動団体の活動支援【宮島】※新規	宮島まちづくり企画室	新規	18	「いつくしま・まちなみ研究会」の活動支援	宮島まちづくり基本構想に基づき、島民の交流、連携の場づくり、人づくりなどを進める。 「宮島に暮らす人」、「宮島で働く人」、「宮島に想いをはせる人」、「宮島を訪れる人」など、宮島に関わる人を「島民」と定義し、島民を主体とする「島づくり組織」の組織化を計画的に進めながら、宮島地域のまちづくりを推進する。	宮島地域のまちづくりを進めるにあたり、歴史的町並みの保存・活用などを主体的に考え、活動している学識経験者などを中心に結成された「いつくしま・まちなみ研究会」や地元工務店を中心に結成された「伝建宮島工務店の会」の活動を、行政の視点から支援する。重要伝統的建造物群保存地区を後世に継承していく活動は、これから組織化を進める島づくり組織との課題共有、連携に資する。	・4回開催済み ・以降都度開催予定			

令和3年度 第3期協働によるまちづくり推進計画 事業実績一覧表(12月末現在進捗状況)

※進捗度は担当課において令和元年度の実績をもとに次の区分で自己評価(A～Dを記入)

A:達成(実績数値が目標数値以上)
B:おおむね達成(実績数値が目標数値の70%以上 または 同等の成果があったもの)
C:未達成(実績数値が目標数値の70%未満 または、成果が認

資料1

推進する 仕組み	施策の 方向性		主な取組内容	担当課	実施 区分	No	具体的取組	事業目的	令和3年度事業内容	令和3年度実績		令和3年度評価		施策の 方向性の 評価		
										12月末時点	値	理由				
		3	まちづくり活動団体の育成【宮島】※新規	宮島まちづくり企画室	新規	19	「みやじまの町家に親しむ会」の育成	宮島まちづくり基本構想に基づき、島民の交流、連携の場づくり、人づくりなどを進める。 「宮島に暮らす人」、「宮島で働く人」、「宮島に想いをはせる人」、「宮島を訪れる人」など、宮島に関わる人を「島民」と定義し、島民を主体とする「島づくり組織」の組織化を計画的に進めながら、宮島地域のまちづくりを推進する。	宮島地域のまちづくりを進めるにあたり、歴史的町並みの保存・活用などを、島民自身が主体的に考え、活動するため、市民センタークラブとして結成された「みやじまの町家に親しむ会」の活動を、行政の視点から支援する。重要伝統的建造物群保存地区に関心を持ち、郷土のことを学習する活動は、これから組織化を進める島づくり組織との課題共有、連携に資する	・5回開催済み（コロナ中止3回） ・1～3月で3回開催予定。						
			4	パブリックコメント制度による市政への市民参画	全庁	継続	20	パブリックコメント	政策形成過程における市民等の行政参画を推進するとともに、市民等に対する説明責任を果たし、もって行政運営の透明性の向上を図り、市民参画型の公平公正で開かれた市政の実現を目的とする。	案の段階でその趣旨、内容等を広く市民等に公表し、市民等にその案に対する意見を求め、その意見を考慮して市としての意思決定を行うとともに、市民等から提出された意見に対する市の考え方を公表していく	3計画について実施（1計画は意見募集集中） ・第6次総合計画後期基本計画3人（9件） ・第11次交通安全計画2人（3件）					
		5	協働事業提案制度の構築	地域政策課	新規	21	まちづくりチャレンジ応援補助金	地域経営の仕組みを取り入れた持続可能なまちづくりに取り組む地域自治組織の地域力の維持・持続や地域における新たな活力創出に向けた活動を支援する。	・制度内容の説明会実施 ・事業提案に係る企画・事業計画作成や多様な主体とのマッチング支援 ・まちづくりチャレンジ提案事業審査会の実施、採択事業の決定 ・補助金交付 ・採択事業の情報発信	4～5月にかけて地域自治組織への説明会を実施した結果、11団体から提案があった。8月1日に提案事業の審査会を実施して7団体の事業採択を決定し、補助金を交付した。						
														行政経営改革推進課	継続	22
				協働推進課	継続	23	協働事業提案制度の構築	協働によるまちづくり推進計画に基づき、まちづくり活動団体同士など多様な主体によって、協働によるまちづくりの取組が進むよう、それぞれの主体による協働事業の提案制度を構築する。	提案制度構築に向けて、課題の洗出しや、ロードマップ作成をする。	まちづくりチャレンジ応援補助金や民間提案制度を検証し、新たな制度構築へ結びつけるよう検討している。						
				1	市民活動センター・市民センターにおけるICTの利活用の促進 ※新規	市民センター	新規	24	利用者提供用の光回線の新設	2-1-1「No. 26 市民センターネットワーク環境整備」に統合						
						協働推進課	新規	25	市民活動センターにおけるWi-Fi環境の整備	ウイズコロナ・ポストコロナ社会において、まちづくり活動団体が活動しやすい環境を用意する。市民活動センターの新たなネットワーク環境の整備を行い、新しい生活様式に対応した市民活動センターとする。	ネットワーク機器を設置して無線LAN環境や新たなネットワークを構築する。	9月に全館Wi-Fi環境を整備済み。さらに、会議室の有線LANも使用可能		A 達成	コロナ禍によりオンラインを活用した会議や研修のやり方へ変更していく中で、活動拠点としての市民活動センターに、Wi-Fi環境を整備することが出来た。	
						地域政策課 市民センター	新規	26	市民センターネットワーク環境整備	利用者提供用の光回線の新設 市民センターにおけるWi-Fi環境の整備	市民センターにおけるWi-Fi環境の整備 ICTの利活用の促進に向けた環境整備 市民センターにおいて利用者提供用として光回線を新設する。 市内の市民センターにおいて業務用ルーターの整備、諸室へのLANケーブルの配線、LANコンセントの整備等を行うことによるネットワーク環境を整備する。	全ての市民センターに有線・無線のインターネット環境を整備した。		A 達成	ICTを活用した「オンラインによる学び」と「対面による学び」の組み合わせにより、様々な状況に応じて効果的な事業を実施するための環境が整った。	
						協働推進課	新規	27	市民活動センターにおけるICTの利活用の促進	ウイズコロナ・ポストコロナ社会において、まちづくり活動団体がICTを利活用できるよう、IT知識の基礎を学ぶための講習会や、市民活動センターネットワーク利用のための相談会の開催やサポートを実施する。	市民活動センターネットワーク利用のための相談会の開催やサポートを実施する。 IT知識の基礎を学ぶための講習会の開催する。	・ICT活用講座として「Zoomを使いこなそう」を11/30、1/27に開催 ・まちづくり活動団体へのICT講座希望のニーズ調査実施 ・まちづくり活動団体のオンライン活用へのサポート ・Zoom有料アカウントを利用した主催事業のサポート		A 達成	・活動拠点施設として、施設利用者へのオンライン活用について周知した。 ・オンラインを活用した会議や研修のあり方を周知し体験してもらった。 ・Zoomを活用した主催事業や会議のやり方を体験してもらい、今後の活動へ活かしてもらう機会を作った。	
地域政策課 市民センター	新規					28	市民センターにおけるICTの利活用の促進	市民センターにおけるICTの利活用を促進することによりデジタル・ディバイド解消に向けた取組を実施する。新しい技術を活用した事業を実施することで新しい「つながり」を拡充する。	ICTの利活用の促進に向けた環境整備を行う。 デジタル・ディバイド解消に向けた学習機会を提供する。 ICT活用講座オンライン開催やSNSの活用等に関する事業を実施する。 オンライン、対面・オンラインの併用による事業を実施する。	約60%の市民センターでデジタル・ディバイド解消に向けた講座を実施した。						
地域政策課 市民センター	新規					29	デジタル・ディバイド解消に向けた学習機会の提供	2-1-1「No. 28 市民センターにおけるICTの利活用の促進」を参照								

令和3年度 第3期協働によるまちづくり推進計画 事業実績一覧表(12月末現在進捗状況)

※進捗度は担当課において令和元年度の実績をもとに次の区分で自己評価(A～Dを記入)

A:達成(実績数値が目標数値以上)
B:おおむね達成(実績数値が目標数値の70%以上 または 同等の成果があったもの)
C:未達成(実績数値が目標数値の70%未満 または、成果が認

資料1

推進する仕組み	施策の方向性		主な取組内容	担当課	実施区分	No	具体的取組	事業目的	令和3年度事業内容	令和3年度実績		令和3年度評価		施策の方向性の評価			
										12月末時点	値	理由					
1	協働による持続可能なまちづくり	2	中間支援組織の機能強化と、まちづくり活動への支援	協働推進課 市民活動センター	継続	30	まちづくり活動への支援	市民と行政とのパートナーシップを形成しながら、市民活動が活発で、市民が主体となったまちづくりを進めるため、必要な情報や資源、技術などを提供することを目的とした市民活動団体と公共的団体などとの中間支援を行う。	まちづくり活動団体からの個別相談や市民活動なんでも相談などを通じて、課題に応じた情報や資源、技術などを提供する。	・毎月2回「市民活動なんでも相談」の開催 ・まちづくり活動団体の運営に関わる個別相談							
		3	新しい技術を活用した「つながり」の拡大 ※新規	地域政策課 市民センター	新規	31	対面・オンラインの併用による講座の実施	2-1-1「No. 28 市民センターにおけるICTの利活用の促進」を参照									
		4	協働に係わるシンポジウムや講演会等の開催 ※再掲	協働推進課	継続	32	協働によるまちづくりフォーラム	1-1-1「No. 1 協働によるまちづくりフォーラムの開催」を参照									
				協働推進課	継続	33	情報交換会	1-1-1「No. 4 情報交換会」を参照									
				地域政策課				1-1-1「No. 2 情報交換会(地域自治組織対象)」を参照									
					佐伯支所	継続	34	地域支援員配置による中山間地域の持続可能なまちづくりの支援(定住促進)	人口減少や高齢化の著しい中山間地域に地域支援員を配置し、佐伯・吉和地域の魅力発信及び移住・定住の支援を行い両地域の将来の担い手の確保	佐伯・吉和地域への定住促進に係る活動として、次に掲げる活動 ①佐伯・吉和地域への移住・定住相談対応 ②オンラインによる移住・定住相談対応 ③Web動画などを活用した佐伯・吉和地域の魅力発信 ④地域自治組織等と連携した移住・定住促進の取組	①佐伯地域への移住・定住相談18件対応 吉和地域への移住・定住相談11件対応 ③魅力発信用動画等9本作成 ④市営向原住宅リノベーションワークショップの実施						
									佐伯支所	継続	35	浅原地区の活性化	人口減少や高齢化の著しい中山間地域にある浅原地区において、同地区の活性化を担当する地域支援員を配置し、地域自治組織の活動支援や交流・関係人口拡大のための地区外への情報発信、浅原交流拠点施設及び浅原市民センターを活用した事業の調査研究及び企画サポートなどを通じて、地域力の維持・強化を図る。	浅原地区活性化に係る活動として、次に掲げる活動 ・広報活動及び売り込み ・多様な主体と関わり、想いを知る ・「浅原の未来を創る会」の活動支援 ・浅原交流拠点施設及び浅原市民センターを活用した事業の調査研究 ・地域運営組織の法人化に向けてのサポート	・地域まわり ・浅原まちづくりアンケートの集計・分析補助 ・市民センター事業への参加 ・円卓会議・理事会等への参加		
									佐伯支所	継続	36	玖島地区の活性化	人口減少や高齢化の著しい中山間地域にある玖島地区において、同地区の活性化を担当する地域支援員を配置し、①地域自治組織の活動支援、②交流・関係人口拡大のための地区外への情報発信、③地域活動への事業所の巻き込み、④新たな視点を盛り込んだ事業展開などを通じて、地域力の維持・強化を図る。	玖島地区活性化に係る活動として、次に掲げる活動 ・SNSの開設及びそれを活用した定期的な玖島地区の情報発信 ・ホームページの開設及び整備 ・物販の強化 ・メディアへの発信	・地域支援員の活動広報誌「さよしきゅんto山」発行 ・広島工業大学と協力し、ホームページの作成を進めている。 ・物販に関するセミナーを受講 ・ニュースレターでの情報発信		
									佐伯支所	継続	37	佐伯高校の魅力化	地元中学生の進路の選択肢の確保、佐伯・吉和地域の将来の担い手の育成を行うために、佐伯高校の存続に向けた、同校の魅力化の取組を支援し、地域力の維持・向上を図る。	佐伯高校の魅力化に係る活動として、次に掲げる活動 ①SNS等を活用した定期的な佐伯高等学校の魅力発信 ②地域と連携した魅力化の取組の企画・運営 ③学校が取り組む魅力化の取組の支援 ④公営塾の企画・運営	・地域支援員のFacebookや市のLINEを活用した魅力発信 ・津田商店街とコラボしたイベントの支援 ・さえき学の支援 ・公営塾の新しい教室の企画・開催 ・下宿先確保		
									吉和支所	継続	38	地域支援員配置による中山間地域の課題解決、地域力の維持・強化	地域支援員配置による中山間地域の課題解決、地域力の維持・強化	・平成30年度に実施した住民アンケートを軸とした地域課題の内容を理解し、解決策を模索する。 ・吉和地域の課題解決を行うための地域運営組織設立を支援 ・各分科会(吉和の未来を考える会)のプロジェクトへ参加 ・地域づくりプランの見直しへ参画、地域運営組織の事業計画づくりの支援 ・地域イベントの開催支援 ・地域への移住・定住支援	・平成30年度アンケートを軸とした子育て世代への取組検討 ・地域自治組織との協議・調整 ・吉和の未来を考える会参加・支援の実施 ・吉和ココから塾においてマルシェ開催・支援		
									吉和支所	継続	39	吉和地域の活性化	暮らし続けられる吉和地域の実現に向けて、平成30年度に実施した各種アンケートの結果や意見交換で出された提案を基に、小さな拠点の形成にあわせ、多様な主体の参画(公民協働)により、地域の課題解決や活性化に向けた地域経営の仕組みづくりを支援する。	(1) 地域経営の仕組みづくりの検討 (2) 地域運営組織の事業収入確保策の具現化の検討 (3) ロードマップの作成	・吉和の未来を考える会4回実施 ・ビジョンの見直し		
									吉和支所	継続	40	小さな拠点づくり(吉和地域課題解決)	吉和地域では、近年の少子高齢化も相まって過疎化が進行しており、集落の暮らしを維持していくことが危ぶまれる状況にある。このような状況の中で、平成30年度から検討を進めている公共施設の再編を契機に本地域の行政・防災、市民活動の拠点機能の強化や小さな拠点づくりの取組を進めることで持続可能なまちづくりを目指す。	・吉和の未来を考える会 ・吉和ココから塾(人材育成塾) ・お試しオフィス企業誘致	・吉和の未来を考える会4回実施 ・吉和ココから塾3回実施 ・お試しオフィス3件利用・サテライトオフィス1件誘致		
		農林水産課	継続	41	定住促進・地域農業持続化	中山間地域における主要かつ生活に密着した産業である農業を持続可能なものにするため、農業・農村の持続化をテーマとした地域支援員を配置し、佐伯地域をフィールドに持続可能な農業の具体事例の実践と検証を行い、地域営農の継続と移住・定住促進を図る。	地域住民との交流を通して、地域農業を継続するうえでの課題抽出 前任の支援員から引き継いだ取組(地ビールの製造・販売)の継続実施	新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため、イベントの実施や支援などが困難であったが、他の支援員や農業指導員、市民センターと関わりながら地域の状況などの把握に努めた。									

令和3年度 第3期協働によるまちづくり推進計画 事業実績一覧表(12月末現在進捗状況)

※進捗度は担当課において令和元年度の実績をもとに次の区分で自己評価(A～Dを記入)

A:達成(実績数値が目標数値以上)
B:おおむね達成(実績数値が目標数値の70%以上 または 同等の成果があったもの)
C:未達成(実績数値が目標数値の70%未満 または、成果が認

資料1

推進する仕組み	施策の方向性		主な取組内容	担当課	実施区分	No	具体的取組	事業目的	令和3年度事業内容	令和3年度実績	令和3年度評価		施策の方向性の評価
										12月末時点	値	理由	
②特性を生かしたまちづくり	りを支える環境整備	6	中山間地域の人材育成塾の開催	中山間地域振興室 佐伯支所	継続	42	中山間地域人材育成事業(津田ココから塾)	中山間地域の課題解決に挑戦する人材の発掘・育成等をめざして、令和2年度に開催した津田ココから塾参加者のフォローアップ、成果発表会の開催等を行う。 開催に当たっては、津田商店街を創る会等と連携して実施する。	①津田ココから塾参加者のフォローアップ ②令和2年度に開催した津田ココから塾参加者の成果発表の支援など	令和3年10月22日・23日に商店街の軒先を利用したお試し出店を開催			
				中山間地域振興室 吉和支所			中山間地域人材育成事業(吉和ココから塾)	佐伯・吉和地域での働き手や地域づくりの担い手の確保、商工会等伴走支援者の育成、また、吉和地域においては、小さな拠点の運営組織となる地域運営組織の為人材の確保のため、佐伯・吉和地域のまちづくりへの参画並びに地域内での就業、創業、起業または事業承継を行うプレイヤーの獲得、事業所の誘致、プレイヤーを支援する支援機関の職員育成など、総合的に人材を確保、育成する人材育成塾を開催する。	「吉和ココから塾」の開催支援 ①「吉和ココから塾」の企画・立案調整 ②「吉和ココから塾」の実施・運営(3回開催) ③「吉和ココから塾」のフォローアップ	・「吉和ココから塾」の実施・運営(3回) ・「吉和ココマルシェ」の開催・支援			
		7	自治会・自主防災会等との連携	福祉総務課	継続	43	避難行動要支援者の避難支援	災害対策基本法に基づき、高齢や障がいなどの理由で災害時に自力で避難することが困難な人(避難行動要支援者)の名簿を予め作成し、災害発生時の避難支援活動や安否活動に役立てる。避難行動要支援者名簿は、地域自治組織、自主防災組織や民生委員等(避難支援等関係者)に情報提供し、地域における避難行動要支援者の避難計画(個別計画書)の策定や助け合いの体制を構築する。	・避難行動要支援者名簿の更新 ・避難支援等関係者への名簿・地図等の情報提供、連携 ・アドバイザーによる避難支援体制の構築支援	・12月19日に地域自治組織・自主防災組織対象の避難支援活動情報交換会を開催。 ・2月13日に原(モデル地区)で避難訓練実施予定。			
		8	市民センターの地域運営	地域政策課	継続	44	佐方市民センター・串戸市民センターほか	地域自治組織が生涯学習の場であるとともに地域づくりの拠点である市民センターを運営することにより、地域自治の向上を目指し、その機能を活かしてまちづくりを進める。	佐方、串戸地区において市民センターを地域自治組織により運営す	佐方、串戸市民センターの指定管理者として地域自治組織と契約を締結した。 (令和3年度～令和7年度)			
		9	まちづくり活動団体同士の連携促進	市民活動センター	継続	45	市民とまちづくり活動団体の連携 市民同士の連携 まちづくり活動団体同士の連携	協働によるまちづくり推進計画に基づき、交流、連携の場づくりや人づくりなどを進める。 多様な主体との協働による市民主体のまちづくりを推進するため、各団体の連携を促す。	まちづくり交流会の開催による交流の場と機会の提供 市民活動センター代表者研修会の開催による交流の場と機会の提供 市民活動センターまつりの開催による交流の場と機会の提供 さくらdeファミリーによる団体紹介の実施	・市民活動センター代表者研修会は2/5開催予定 ・市民活動センターまつりは今年度中止 ・さくらdeファミリーによる団体紹介実施			
				佐伯支所	継続	46	中山間地域回遊促進事業	佐伯総合スポーツ公園のにぎわいづくりや、佐伯・吉和地域の交流拠点施設の来訪者を、地域内に点在する店舗や観光施設への回遊につなげ、交流人口や関係人口の拡大をめざす。 なお、商工会、観光協会などと協議会を立ち上げ、地域団体、地域自治組織、地域活動団体などの参画のもと、実施する。	①キッチンカーの出店調整 ②マルシェの開催 ③回遊スタンプカード又は来訪者へのポイントの付与によるオンラインデータを活用した抽選会の実施等	①令和年5月・6月・10月・11月に計7回キッチンカーを出店 ②令和3年7月・10月・11月に計3回マルシェを開催 ③令和3年10月に開催したマルシェと同日にLINEのショップカード機能を活用した宝さがしゲームを開催			
				高齢介護課	継続	47	生活支援体制整備事業	日常生活圏域ごとに、生活支援コーディネーターを配置し、地域に不足する生活支援サービスの把握及び創出、関係機関・団体との連携体制づくり及び情報共有、地域の支援ニーズと生活支援サービス提供主体の活動のマッチングなど、生活の面から支援体制の充実を図る。見守り機能を持つ通いの場づくりや、電球の交換やゴミ出しなどの軽度な生活支援を必要とする高齢者のニーズに対応する支援体制を整備するために、住民主体の話し合いの場となる協議体づくりを推進する。	(社会福祉協議会へ委託して実施) ・移動支援に関するサービスの創出 ・協議体づくりの推進(令和2年度末の第3層協議体の数は28コミュニティ中8か所)	・第3層協議体は8か所 ・12月7日に廿日市地域で「地域共生社会の実現に向けて」をテーマに、「ささえあいのまちづくり情報交換会」を実施した。 ・運転ボランティアを養成、育成するための研修を検討しているところ(研修は令和4年度に実施予定)。			
		10	移住定住のきっかけをつくる地域との連携	住宅政策課	継続	48	向原住宅リノベーションワークショップ	中山間地域において、多様な主体と市との協働により空き家等の活用に係る取り組みを実行するため、中山間地域の市営住宅を活用し、戦略的かつ具体的な実践モデルを創出する。 地域の方々との連携を深め協働により、市営向原住宅をリノベーションすることで中山間地域への移住を促し、空き家バンク制度の更なる活用により定住を促進させる。	市営向原住宅の空き室にて、リノベーションワークショップを開催する	第1回:8/8 第2回:9/17 第3回:10/10 第4回:11/6 第5回、第6回は今年度中(2月、3月)に実施予定			
					新規	49	空き家相談員養成講座	新たな空き家の発生を抑制するため、居住中の段階から予防に向けた支援を行い、地域の方々の意識啓発、空き家等に関する知識の普及を行う。 地域空き家相談員養成講座を受講し、修了証を得ることで地域空き家相談員となってもらい、地域の空き家相談をしやすくする体制を構築する。	空き家相談員養成講座を佐伯地域(津田・浅原)と吉和地域で各地域4回ずつ開催する。	【佐伯地域】 第1回:9/14 第2回:10/26 第3回:11/11 第4回:12/14(津田のみ) 1/24に浅原の最終回を実施予定 【吉和地域】全課程修了 第1回:9/22 第2回:10/12 第3回:11/4 第4回:11/24			

令和3年度 第3期協働によるまちづくり推進計画 事業実績一覧表(12月末現在進捗状況)

※進捗度は担当課において令和元年度の実績をもとに次の区分で自己評価(A～Dを記入)

A:達成(実績数値が目標数値以上)
B:おおむね達成(実績数値が目標数値の70%以上 または 同等の成果があったもの)
C:未達成(実績数値が目標数値の70%未満 または、成果が認

資料1

推進する 仕組み	施策の 方向性		主な取組内容	担当課	実施 区分	No	具体的取組	事業目的	令和3年度事業内容	令和3年度実績	令和3年度評価		施策の 方向性の 評価	
										12月末時点	値	理由		
		11	地域の見守りや相談・支援、 地域福祉活動	高齢介護課	継続	50	通いの場の支援(一般介護予防事業)	高齢者が有する能力に応じて自立した日常生活を送ることができるように支援することを目的とする。通いの場は、高齢者の身近な場所(市民センター、集会所、その他)でいきいき百歳体操などの簡単な運動を週1回以上行っており、定期的に集まることで、互いに気にかける気持ちが醸成され、介護予防や閉じこもりの防止だけでなく、日常的な支え合いや見守り等につながっている。	いきいき百歳体操を活用した通いの場づくりの支援を行う。 いきいき百歳体操のフォローとして、体力測定とともに、3か月後に栄養改善のミニ講座、6か月後に口腔ケアのミニ講座、1年後に認知症の理解と予防に関するミニ講座を行う。	・通いの場のか所数:72か所 ・1年半後のフォローとして「これから手帳」を活用し、今の生活にとこれからの暮らしについて考える機会を提供する。				
				福祉総務課	継続	51	民生委員・児童委員活動	住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努める。	(1)地域福祉活動の推進による地域共生社会の実現 ①相談支援活動の充実 ②災害時避難行動要支援者避難支援活動の推進 ③高齢者への支援活動の充実 ④障害者への援助対策の推進 ⑤児童委員活動の充実強化 (2)広報活動の充実 ①民生委員児童委員活動のPRの実施 ②「市民児協だより」の発行 (3)組織基盤の強化及び連絡調整 ①理事会、会長会議、各部会及び地区定例会等での意見交換の推進 ②報告・連絡・相談の強化 ③行政機関、社会福祉協議会、各種関係機関との連携強化	・ポスターなどで民生委員のPR活動 ・8月に市民児協だよりを発行 ・10月～12月に高齢者訪問事業を実施 ・毎月会長会議および各地区で定例会を実施 ・地域の人からの相談に応じて、各関係機関へつなぐ				
	2 コミュニティ ビジネスの普及と 推進	1	まちづくり活動団体向けのコミュニティビジネスの勉強会・相談会の開催 ※新規	市民活動センター	継続	52	市民活動なんでも相談	市民活動センターの相談機能として、市民活動団体における運営や企画立上げに相談を受けるためなんでも相談を開催している。コミュニティビジネスに関する相談を受け付ける。	市民活動なんでも相談の開催し、まちづくり活動団体向けのコミュニティビジネスの相談を受ける。企画立上げの支援や、他団体の情報などを提供する。 具体的なビジネスに関する内容の相談については、しごと共創センターと連携を図る。	・毎月2回「市民活動なんでも相談」開催 ・まちづくり活動団体の集会の場で相談の周知 ・相談内容により、しごと共創センターへつなぐ				
				しごと共創センター	継続	53	コミュニティビジネスへの取組支援	・市内事業者や創業希望者を対象に様々な相談に対応し、事業者や創業希望者の課題解決を図る。 ・創業希望者に創業のポイントや基礎知識を習得してもらい、創業のきっかけとする。	・各種相談に対応する個別相談会の実施(月3回) ・創業セミナーの開催(4回コース)	・個別相談会相談延べ件数:58件 ・創業セミナーを1・2月に開催予定				
		協働推進課	継続	54	地域主体の課題解決の一つの手段であるコミュニティビジネスに対する興味関心や理解の促進、情報共有を行う。	協働事例集などで、コミュニティビジネスの事例紹介を行う。 コミュニティビジネス実施にむけた中間支援の実施。		・コミュニティビジネスへの関わりとして「協同労働」について学ぶ ・「協同労働」関係者との意見交換・勉強会						
		しごと共創センター	新規	55	ビジネスチャレンジコンテストの活用(創業意識の醸成、創業希望者の掘り起こし)	・創業に関心がある人や創業希望者からビジネスプランを募集するコンテストを実施し、創業希望者の掘り起こしや創業意識の醸成を図る。	ビジネスチャレンジコンテストの実施(廿日市商工会議所委託事業) ・ビジネスプランの募集、審査、優秀なビジネスプランの表彰 ※新型コロナウイルスのため、実施時期等詳細は未定	・ビジネスのプランの発表会を3月に実施予定。 ・ビジコンプラン募集に先立ち、廿日市市をフィールドにした起業事例を学ぶセミナーを12/4に開催(29人参加)						
		3	多様な主体による協働による持続可能なまちづくりの取組への支援	協働推進課	継続	56	多様な主体の相談機会	多様な主体による協働による持続可能なまちづくりの取組への支援	まちづくり活動団体からの相談を受け付ける。必要に応じて、庁内他部署や他団体に情報共有、相談の引継ぎを行い持続可能なまちづくりの実施支援を行う。 市民活動なんでも相談の開催	・窓口、電話等にて相談を随時受ける。 ・必要に応じて、関係部署・団体へつなぐ。 ・専門家へつなぐ場合は、「なんでも相談」へつなぐ。				
				地域政策課	継続	57	まちづくり交付金	廿日市市協働によるまちづくり基本条例の理念の下、地区のまちづくりのパートナーである地域自治組織が実施する地域づくり活動に係る事業に要する経費を補助する。多様化する地域課題に対処するため、資金使途を特定せず、地域自治組織が使途を選択できるよう一括交付金として交付している。	・まちづくり交付金の交付申請、実績報告等の事務 ・地域情報の把握(関係所属及び社会福祉協議会等の関係団体との地域情報の共有、地域自治組織に対しての地域が抱える課題や最近の変化・ニーズ等のヒアリング、事業実施状況の把握及び地域自治組織との振り返りによる好事例や反省点の引継ぎ) ・地区の実情に適した事業提案、地域のニーズに合致した事業であるかの検証等、地域自治の推進に向けたコーディネート	市内28の地域自治組織に対して、おおむね5～7月に交付金を交付した。8月末には事業の実施状況調査を行ったほか、毎月の関係所属、市社協等との会議により、地域情報を共有している。				
	3 地	1	地域の課題解決に取り組む組織づくりの支援 ※新規		新規	58	まちづくりチャレンジ応援補助金	1ー2ー5「No. 21 まちづくりチャレンジ応援補助金」を参照						
				吉和支所	継続	59	小さな拠点づくり(吉和地域課題解決)	2ー1ー5「No. 40 小さな拠点づくり(地域課題解決)」を参照						
				佐伯支所	継続	60	小さな拠点づくり(玖島地区)	将来にわたって暮らし続けられる玖島地区をめざし、旧玖島小学校を改修し、(仮称)玖島交流拠点施設としての整備を行う。	・校舎1階の改修工事を行う。 ・地域の運営組織体制の整備を促進する。 ・校舎2,3階活用に係る事業者の公募・アンケートを行う。	・10月末に校舎1階の改修工事が竣工。 ・地域の運営組織体制の整備の促進を継続して行っている。12月5日と12月19日にプレオープンとして営業した。 ・校舎2、3階利活用に係るアンケートは5月に完了。公募条件を整理中。				

令和3年度 第3期協働によるまちづくり推進計画 事業実績一覧表(12月末現在進捗状況)

※進捗度は担当課において令和元年度の実績をもとに次の区分で自己評価(A～Dを記入)

A:達成(実績数値が目標数値以上)
B:おおむね達成(実績数値が目標数値の70%以上 または 同等の成果があったもの)
C:未達成(実績数値が目標数値の70%未満 または、成果が認

資料1

推進する 仕組み	施策の 方向性		主な取組内容	担当課	実施 区分	No	具体的取組	事業目的	令和3年度事業内容	令和3年度実績		令和3年度評価		施策の 方向性の 評価
										12月末時点	値	理由		
	域課題解決に向けた円卓会議の推進			佐伯支所	継続	61	小さな拠点づくり(浅原地区)	将来にわたって暮らし続けられる浅原地区をめざし、交流拠点施設を活用した人材育成・交流促進を行うとともに、現時点における住民ニーズを踏まえながら地域住民と一緒に、地域経営の仕組みを構築する。	①住民アンケート集計 ②円卓会議の開催	・住民アンケートの集計 ・住民アンケート報告会への職員の出席				
				宮島まちづくり企画室	新規	62	島づくり組織の設立支援	宮島まちづくり基本構想に基づき、島民の交流、連携の場づくり、人づくりなどを進める。 「宮島に暮らす人」、「宮島で働く人」、「宮島に想いをはせる人」、「宮島を訪れる人」など、宮島に関わる人を「島民」と定義し、島民を主体とする「島づくり組織」の組織化を計画的に進めながら、宮島地域のまちづくりを推進する。	宮島地域のまちづくりを進めるにあたり、島民を対象に「まちづくり座談会」を開催する。座談会の中で、事業面(観光・商工関係)や生活面(子育て、交通、地域づくり関係)での島民ニーズを確認しながら、地域づくりの主体、核となる人材を発掘、育成し、「島づくり組織」の組織化を目指す。	・6回開催済み ・以降都度開催予定				
		2	町内会加入促進	地域政策課	継続	63	市HPでの加入申込フォームの周知 転入者向け町内会加入チラシのリニューアル	地域力の維持・向上を目的に、地域主体のまちづくりを進めていくため、関係団体と連携して町内会等への加入促進に取り組む。	・町内会・自治会Q＆Aの更新 ・町内会等加入申込書受付ポスト設置及び市HP町内会等加入申込フォームを活用した加入申込者と町内会長とのマッチング支援 ・広報はつかいちへの加入促進記事掲載 ・転入者向け町内会等加入促進チラシの更新	7月に町内会・自治会Q＆Aの更新を行った。また、市HP町内会等加入申込フォームを通じ29件の加入希望があり、町内会長につなげられた。				
		3	円卓会議の多様な形式での開催 ※新規	協働推進課	新規	64	オンライン形式の導入支援	ウイズコロナ・ポストコロナ社会において、多様な主体による協働による持続可能なまちづくりの取組がおこなえるよう、また若い世代や遠隔地からの参加の促進ができるようオンライン形式での会議の導入を支援する。	まちづくり活動団体からのオンライン形式での開催に関する相談を受け付ける。必要に応じて、庁内他部署や他団体に実践事例やFAQを情報共有する。	・緊急事態宣言により全く会議を開くことができない中で、廿日市市町内会連合会から三役会議をオンラインで会議開催要望があったため、支援した。 ・国際交流協会(teams利用のサポート) ・公衆衛生推進協議会(Zoom利用に関する準備の相談(URLが送られてきたがどんな準備が必要か?など))、 ・廿日市市障害者福祉協会(Zoom利用に関する相談) ・市民活動センター運営協議会(施設部会でのオンライン利用(1階パソコンと通信して会議の内容をみせ、利用してみて便利さを体感する)) ・地御前地区コミュニティ協議会(Zoomアプリインストールおよび初回接続を電話にてサポート)				
③情報発信に	1受け手の立場に	1	地域のICT化を進めるICT活用講座の開催 ※新規	協働推進課	新規	65	市民活動センター・市民センターにおけるICT活用講座	2-1-1「No. 27 市民活動センターにおけるICTの利活用の促進」を参照						
				地域政策課 市民センター				2-1-1「No. 28 市民センターにおけるICTの利活用の促進」を参照						
		2	各種情報発信ツールを利用した情報提供	経営政策課	新規	66	広報紙・ホームページ・FMラジオ・SNSでの発信	広報紙で市の施策や行事、その他行政情報を市民に分かりやすく伝える。ラジオ放送やSNSなど他のツールを使い、市の広報紙を補完し、行政情報、イベント情報、防災・防犯情報等をより多くの市民にタイムリーに伝える。	・広報紙の編集、配布【継続】 ・ホームページ更新・運用管理【継続】 ・FMラジオでの発信【継続】 ・SNS(フェイスブック、YouTube、LINE)の更新【継続】【新規(LINEの導入)】	・ホームページアクセス数 6,623,688件 ・市民時計投稿数 36枚 ・広報紙発行数 394,860部 ・SNS友だち数(フェイスブック3,085人、LINE6,915人、YouTube558人)	B おおむね達成	新たな情報発信ツールであるLINEを運用開始し、様々な層へと情報を発信出来た。		
				継続										
				全庁	継続	67	コミュニティFMやSNS等の効果的な活用	情報伝達手段が紙媒体中心であるので、受け手の状況を考慮して、SNS等を有効に活用する。	情報発信ツールについて、広報紙やホームページのほか、コミュニティFMや新聞などのマスメディア、フェイスブック等のSNSを活用する。	各種媒体で情報発信中 ・事例1：PR動画「愛の搜索」テレビCM放映 ・事例2：FMIはつかいち「廿学ラジオ」 ・事例3：消防本部の心配蘇生法の動画配信				
3	他の取組状況の共有や助成金情報などまちづくり活動に資する情報発信及び共有	協働推進課 市民活動センター	継続	68	まちづくり活動に関する支援(中間支援機能)情報の発信及び共有	多様な主体との協働による市民主体のまちづくりを推進し、つながりを大切にしたい暮らしやすい豊かな地域社会の実現を計画的に推進するため、市内の取組状況や助成金情報などのまちづくり活動に関する支援情報の発信及び共有をおこなう。	廿日市市ホームページおよび市facebook、広報紙を利用した市の協働の取組についての情報発信を行う。 市民活動センターホームページおよびfacebookを利用した、まちづくり活動団体の取組状況や助成金情報等の情報発信を行う。 さくらdeファミリーを発行し、市内団体の取組状況や市民活動センター機能の情報発信を行う。	・市の協働による取組状況の随時発信 ・市民活動センターホームページ及びフェイスブックを利用した情報発信 ・さくらdeファミリーへの情報発信						
		地域政策課 市民センター	継続	69		2-1-1「No. 28 市民センターにおけるICTの利活用の促進」を参照								

令和3年度 第3期協働によるまちづくり推進計画 事業実績一覧表(12月末現在進捗状況)

※進捗度は担当課において令和元年度の実績をもとに次の区分で自己評価(A～Dを記入)

A:達成(実績数値が目標数値以上)
B:おおむね達成(実績数値が目標数値の70%以上 または 同等の成果があったもの)
C:未達成(実績数値が目標数値の70%未満 または、成果が認

資料1

推進する 仕組み	施策の 方向性		主な取組内容	担当課	実施 区分	No	具体的取組	事業目的	令和3年度事業内容	令和3年度実績		令和3年度評価		施策の 方向性の 評価
										12月末時点		値	理由	
「 よる信頼関係づくり	立つた情報発信・共有の推進	4	市政情報の積極的な公開 ※新規	経営政策課	継続	70		3-1-2「No. 66 広報紙・ホームページ・FMラジオ・SNSでの発信」を参照						
				全庁	継続	71	わかりやすい市政の情報発信	市民の視点に立った情報発信のため、市政情報をわかりやすく発信する。	市民が求めている情報を、広報紙やホームページなどの情報発信ツールにおいて、わかりやすく適切に提供する。	・広報紙・HP ・メール配信 ・メディア(新聞ほか) ・SNS(LINE・Facebook・Twitter・Instagram・YouTube)				
				国際交流・多文化共生室			外国人市民が、地域社会の一員として暮らしやすい多文化共生の地域づくりを進めるため、外国人市民が必要としているサービスを把握し、支援が必要な人への広報や情報提供を図る。	市ホームページや広報紙等を利用し、生活に必要な制度や情報の発信を行う。 多言語ややさしい日本語を用いる等、外国人市民に配慮し、情報の発信を行う。	コロナワクチン接種に関する文書や生理用品の無償配布に関する文書等の翻訳依頼を受け、多言語化し、商工会や漁協等へ配布し、周知した。					
				危機管理課	新規	72	安全・安心メール配信サービス	災害時の迅速な情報発信や被災者支援サービスを提供するシステムの管理・運用を行い、市及び市民が災害時に的確な対応をとることができる。	市民へ災害情報を迅速に発信するとともに、職員が災害情報を共有するため、引き続き「はつかいちし安全・安心メール配信サービス」を運用する。	大雨時に、市民に対して避難情報等を発信したり、職員に対して緊急連絡を実施した。				
				市民活動センター	継続	73	メールマガジンの配信	多様な主体との協働による市民主体のまちづくりを推進し、つながりを大切にした暮らしやすい豊かな地域社会の実現を計画的に推進するため、市内の協働によるまちづくりに関する補助金や講演会などの有益な情報等をメールマガジンで配信する。	市民活動ネットワーク登録団体にメールマガジンを配信する。	メールマガジン配信における内容の検討				
				全庁	継続	74		まちづくりにかかわる人をより増やしていくため、市政情報をメールマガジンにより即時に発信する。	市政情報を、あらかじめ登録した人にメールマガジンを配信する。	はつかいち市民図書館メールマガジン				
				全庁	継続	75	審議会等への市民参画機会の情報提供	まちづくりにかかわる人をより増やしていくため、審議会等の情報を発信する。	市ホームページにおいて、審議会等の概要、委員氏名、開催情報、会議録等を公開する。	・審議会等の担当課により、適宜情報を公開している。 ・法令・条例により設置されている審議会等のうち、何らかの情報を公開しているものの割合は36.7%				
		5	まちづくり活動に関する情報の一元化 ※新規	協働推進課	継続	76	まちづくり支援情報のポータルサイト作成	多様な主体との協働による市民主体のまちづくりを推進し、つながりを大切にした暮らしやすい豊かな地域社会の実現を計画的に推進するため、市内の協働によるまちづくりに関する取組や情報等を一元的に掲載したポータルサイトを作成する。	取組や情報等を一元的に掲載したポータルサイトを作成する。	ポータルサイトの先進状況の調査と研究				
		6	さまざまな分野での情報共有の推進	協働推進課	継続	77	団体活動情報や助成金情報などの発信	3-1-3「No. 68 まちづくり活動に関する支援(中間支援機能)情報の発信及び共有」を参照						
	1 知識・技能を つなげる まちづくり	1	市民センター等での地域課題解決につながる主催事業の実施	地域政策課 市民センター	継続	78	各市民センターの主催事業	2-1-1「No. 28 市民センターにおけるICTの利活用の促進」を参照						
				地域政策課 市民センター	継続	79		2-1-1「No. 28 市民センターにおけるICTの利活用の促進」を参照						
				国際交流・多文化共生室	継続	80	まちづくり活動団体(コミュニティ組織ほか)と連携した事業の開催	外国人市民が、地域社会の一員として暮らしやすい多文化共生の地域づくりを進めるため、日本語教室等で日本語支援活動を行うボランティアを養成する。	日本語教室等で日本語支援活動を行うボランティアを養成するための講座を実施する。	1/22、2/5、2/12で日本語学習支援者養成講座を3回講座で実施予定であり、現在参加者を募集している。				
		2	ICTと対面との効果的な組合せによる多様な人々の学習機会の提供 ※新規	地域政策課 市民センター	継続	81	オンライン開催やSNSの活用等に関する講座の開催	2-1-1「No. 28 市民センターにおけるICTの利活用の促進」を参照						
		3	人材育成塾の開催	市民センター	継続	82	各市民センターの主催事業	2-1-1「No. 28 市民センターにおけるICTの利活用の促進」を参照						
		4	中山間地域の人材育成塾の開催 ※再掲	中山間地域振興室 佐伯支所 吉和支所	継続	83	中山間地域人材育成事業(津田ココから塾・吉和ココから塾)	2-1-6「No. 26 中山間地域人材育成事業(津田ココから塾・吉和ココから塾)」を参照						
		5	地域ぐるみで子どもや若者を育てる体制づくり(地域学校協働活動ほか)	生涯学習課	継続	84	地域学校協働活動	地域と学校がより連携・協働することで、地域全体で未来を担う子ども達の成長を支える仕組みづくりを進めるとともに、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)との連携により、学校や地域の活性化を図る。	・地域学校協働本部事業 市内の17小学校区及び10中学校区に設置された地域学校協働本部に対し、活動の補助・助言を行う。 ・放課後子ども教室の推進 既存の教室実施本部に対し補助・助言を行うとともに、新規教室の開設に向け、未実施の本部と調整を行う。	協働本部の活動調整会議に地域連携推進員が出席し、ボランティアの支援活動の把握や助言等を行っている。				
		2 若	地域ぐるみで子どもや若者を育てる体制づくり(地域学校協働活動ほか) ※再掲	生涯学習課	継続	85	地域学校協働活動	4-1-5「No. 84 地域学校協働活動」を参照						
				学校教育課	新規	86	コミュニティ・スクール	廿日市市立学校に学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を導入することにより、学校と保護者や地域住民等がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支える「地域とともにある学校づくり」を進める。	令和3年度は、四季が丘小学校に1、吉和小学校及び吉和中学校に1の学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を設置し、地域と学校の連携・協働を図りながら、年間3回の学校運営協議会を開催し、「地域とともにある学校づくり」を進める。 令和4年度の設置校拡大(5校増)に向けて、学校、地域学校協働本部等と連携し、体制づくりを進める。	・四季が丘小学校に1、吉和小学校及び吉和中学校に1の学校運営協議会を設置し、12月末までにそれぞれ2回の学校運営協議会を開催した。 ・令和4年度の設置校拡大に向け、新規設置校8校を選定し、連携を開始している。				
				地域政策課	継続	87	各市民センター主催事業(子ども・若者向け)	2-1-1「No. 28 市民センターにおけるICTの利活用の促進」を参照						

令和3年度 第3期協働によるまちづくり推進計画 事業実績一覧表(12月末現在進捗状況)

※進捗度は担当課において令和元年度の実績をもとに次の区分で自己評価(A～Dを記入)

A:達成(実績数値が目標数値以上)
B:おおむね達成(実績数値が目標数値の70%以上 または 同等の成果があったもの)
C:未達成(実績数値が目標数値の70%未満 または、成果が認

資料1

推進する 仕組み	施策の 方向性		主な取組内容	担当課	実施 区分	No	具体的取組	事業目的	令和3年度事業内容	令和3年度実績		令和3年度評価		施策の 方向性の 評価
										12月末時点		値	理由	
④人づくり	い世代が参加しやすい機会づくり	2	子どもや若者等の主体的な事業実施	生涯学習課	継続	88	成人式	実行委員会形式によって新成人が主体的に式の内容を企画・運営することにより、青少年の主体的な社会参画及び健全育成を図る。	成人式で実施するメッセージ上映、記念品の選定、誓いの言葉等の企画・運営を行う。 令和3年度は、令和2年度成人式(前年度延期分・令和3年8月実施)及び令和3年度成人式(令和4年1月実施)の2回実施する。	令和4年1月9日・10日実施予定(令和4年1月6日に、令和4年5月4日に延期することを決定した。)				
				生涯学習課	継続	89	生涯学習フェスティバル	生涯学習活動の実践の場と機会を全市的規模で提供することにより、市民一人ひとりの生涯学習への関心と理解を深め、生涯学習活動への参加を促進し、これからの生涯学習社会の実現に資する。	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じながら、生涯学習活動の成果を発表する機会などを提供する。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況から、令和3年度の実施を中止した。	D 未実施 評価困難	生涯学習フェスティバルの実施を中止し、代替事業も実施しなかったため。		
				中山間地域振興室 佐伯支所	継続	90	佐伯高校のさえき学の支援	佐伯高等学校が行っている「総合的な探究の時間(さえき学)」が地域と連携したものとなり、高校の魅力の一つとなるよう支援する。	(生徒が進めるプロジェクトの中で困ったことがあったときには、詳しい市の職員や地域の方を紹介し、市や地域の中で出ている佐伯高校にやってほしいことを吸い上げ、高校と繋ぐ。) ・1年間通しての成果が地域にも見えるような場の設定	・市職員の参加調整 ・講師の紹介 ・高校と津田商店街等の地域の方との連携調整(イベント実施の支援)				
		3	多様な世代の地域(づくり)への関わりしろ及び裾野拡大	地域政策課	継続	91	防災士養成講座の開催	近年の集中豪雨や地震など頻発する自然災害に対し、地域防災力を強化するため、自主防災組織の活動の核となる防災に関する専門的知識・技能を有する人材を養成する。 日時:令和3年9月25日(土)9時40分～18時40分(予定) 令和3年9月26日(日)9時40分～17時30分(予定) 場所:中央市民センター	令和3年9月25日・26日開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和4年2月5日(土)・6日(日)に延期としている。					
				福祉総務課	継続	92	はつかいち暮らしのことゼミナール	地域福祉の推進に関わる担い手の裾野を広げることを目的に、これまで地域福祉活動にかかわりのなかった人(例えば、学生、働き世代30～50代など)を対象とした「地域へのかかわり方」の提案づくりをゼミ形式で実施する。 ・自身の日々の生活の中で感じている「身近な問題意識」をテーマに、参加者同士が対話を重ね、地域や普段の暮らしの中での小さなチャレンジを企画し、実践する。 ・ゼミ参加者の取組を広く市民に知ってもらい、誰にでも地域へのかかわりしろを見つけてもらうことができるよう、報告レポートを作成し、市HPやFBを活用して周知する。 ・過去のゼミ参加者のかかわりをオンラインツール等を活用して促し、地域福祉推進にかかわる人材の裾野拡大や、既存の地域福祉活動を実施する組織以外の主体育成につなげる。	全3回のうち、11月に第1回及び第2回を実施した。また、12月に参加者の企画・実践のフォローアップとしてブラッシュアップの会を実施した。					
	3 リーダーシップを発揮する人材の育成支援	1	広島県立佐伯高等学校の魅力化支援	中山間地域振興室 佐伯支所	継続	93	地域に根ざした教育活動や特色ある部活動の充実などの支援	佐伯高等学校が取り組んでいる地域に根ざした教育活動や部活動の充実などによる自校の魅力化の取組を地域と連携して支援することにより、在校生徒数80名以上を維持して、同校の存続を図り、地元中学生の進路の選択肢の確保、佐伯・吉和地域の将来の担い手を育成、地域の維持・向上を実現させる。	佐伯高等学校を応援する会への助成	佐伯高等学校を応援する会へ、活性化支援補助金を交付した。				
		2	まちづくりリーダー養成講座の開催(若年層・壮年層) ※新規	協働推進課 市民活動センター	継続	94	スキルアップ講座	持続可能なまちづくりを推進するため、次世代のまちづくりリーダー候補の養成を目的としたスキル、ノウハウなどを習得する講座を開催する。	まちづくりリーダーの養成を目的としたスキルアップ講座を開催する	・ICT活用講座「Zoomを使いこなそう」11/30実施 ・好評につきICT活用講座「Zoomを使いこなそう」1/27実施予定				
				市民センター	新規	95	2-1-1「No. 28 市民センターにおけるICTの利活用の促進」を参照							
		3	ふるさと意識を醸成する事業	学校教育課 市民センター	継続	96	ふるさと学習	廿日市市立小・中学校児童生徒が、魅力ある郷土の歴史や文化をはじめ、先人の努力や知恵を学ぶことや、郷土を素材とした体験的な活動を通して、課題を自ら見だし、協働して探究活動に取り組む態度を育てるとともに、「ふるさと廿日市」への愛着と誇りを涵養する。 ○各校で、ゲストティーチャーを招へいし、効果的に活用する。 ○「ふるさと学習発表会」において、ステージ発表又は展示発表で、学習の成果を発表する。 ○「『ふるさと学習』実践事例集」を作成し、市内全小・中学校で共有するとともに、市民センターへ配付し、広く市民へ発信する。また、各学校において学校HPに実践報告を掲載する。	・多くの小・中学校がゲストティーチャーを招聘し、課題発見や課題解決の取組に活用した。 ・令和4年2月26日(土)に、「ふるさと学習発表会」をオンラインで開催する予定である。 ・「『ふるさと学習』実践事例集」を作成し、広く発信する予定である。					
				中山間地域振興室 佐伯支所	継続	97	佐伯高校のさえき学の支援	4-2-2「No. 90 佐伯高校のさえき学の支援」を参照						
		4	ICTと対面との効果的な組合せによる多様な人々の学習機会の提供 ※新規・再掲	地域政策課 市民センター	継続	98	オンライン開催やSNSの活用等に関する講座の開催	2-1-1「No. 28 市民センターにおけるICTの利活用の促進」を参照						
		5	廿日市の魅力を改めて知る講座の開催	シティプロモーション室	継続	99	廿学	廿日市市の歴史、文化、産業などの魅力について学び、市民との交流を楽しむ講座(授業)を実施する。 廿日市市民のシンビックプライドの醸成を図り、市民自らが本市の魅力語り、発信できるまちづくりを目指す。 市内外の人たちに廿日市市のファンになってもらうことで、転出抑制や交流人口の拡大につなげ、人口減少の課題に取り組む。 廿日市市に関わり活動している、さまざまな分野の方を「先生」に迎え、知識や経験、思いを共有しながら、多角的な視点で本市の魅力を学ぶオンライン授業を年4回実施する。 さらに、市内の高校生と「楽しく真剣に廿日市市の未来を考える」場として、FMIはつかいちとのコラボ企画「廿学ラジオ」を月2回放送する。	・オンライン授業実施(6/20、8/20、10/20) ・ラジオ放送実施(6/11放送開始 毎月第2・4金曜日生放送)					
		4 ための人材の会	1	情報交換会の開催	協働推進課	継続	100	情報交換会の開催	1-1-1「No. 4 情報交換会」を参照					
					地域政策課			1-1-1「No. 2 情報交換会(地域自治組織対象)」を参照						
					宮島まちづくり企画室	新規	101	宮島まちづくり未来ゼミの開催	1-1-2「No. 5 宮島まちづくり未来ゼミ」を参照					
宮島まちづくり企画室	継続				102	宮島まちづくり座談会の開催	2-3-1「No. 61 島づくり組織の設立支援」を参照							

令和3年度 第3期協働によるまちづくり推進計画 事業実績一覧表(12月末現在進捗状況)

※進捗度は担当課において令和元年度の実績をもとに次の区分で自己評価(A～Dを記入)

A:達成(実績数値が目標数値以上)
B:おおむね達成(実績数値が目標数値の70%以上 または 同等の成果があったもの)
C:未達成(実績数値が目標数値の70%未満 または、成果が認められないもの)

資料1

推進する 仕組み	施策の 方向性		主な取組内容	担当課	実施 区分	No	具体的取組	事業目的	令和3年度事業内容	令和3年度実績	令和3年度評価		施策の 方向性の 評価
										12月末時点	値	理由	
5 協働によるまちづくりの担い手としてふさわしい職員の育成	流れを見いだす 提供の場や機会	2	市政情報の積極的な公開 ※新規・再掲	全庁	継続	103	市政情報の公開	まちづくりにかかわる人をより増やしていくため、市政情報を積極的に公開する。	広報紙や市ホームページにおいて、市政情報を公開する。 市ホームページにおいて、審議会等の概要、委員氏名、開催情報、会議録等を公開する。	・広報紙やHPIにより適宜に市政情報を掲載 ・HPIにより審議会等の情報を掲載			
		3	ICTと対面との効果的な組合せによる多様な人々の交流 機会の提供 ※新規・再掲	協働推進課	新規	104	情報交換会	4-1-2「No. 81 オンライン開催やSNSの活用等に関する講座の開催」を参照					
		1	協働によるまちづくり職員研修	協働推進課	継続	105	協働によるまちづくりに対する意識情勢と参加促進	協働によるまちづくり職員研修を開催し、市職員へ、協働によるまちづくりに対する意識情勢と、参加促進を行う。	協働によるまちづくり研修を開催する。 必要に応じて、開催結果およびアンケート結果などを庁内へ情報共有をする。	・協働によるまちづくり職員研修10/19実施 ・研修内容やアンケート結果を庁内へ共有 ・自治振興部職員、市民センター職員へ協働の理念共有、推進計画について周知	A 達成	第3期協働によるまちづくり推進計画策定について、自治振興部職員や市民センター所長・職員研修を行い、理念共有や協働によるまちづくりの意識付けを行った。	
				地域政策課	新規	106	自治振興部内研修の実施	市民主体のまちづくりを、多様な主体との協働による持続可能なまちづくりにつないでいくスキルを持つ自治振興部の職員を育成し、職員自身も市民との協働によるまちづくりを推進していることが実感でき、仕事に対するモチベーションをより一層向上につながるよう、この研修を継続的に実施する。	【実施日】 6月25日(金)午前の部、午後の部 【対象職員】部内係長(GL)級以下職員 【研修内容】 ①第3期協働によるまちづくり推進計画の推進に向けた理念共有 ②市民主体のまちづくりの基礎となる住民の合意形成への支援に必要な「聞くスキル」「ファシリテーションスキル」の向上 ・研修会後のアンケート実施	6月25日に実施し、講師、メイン会場及びサテライト会場をZoomでつなぐ分散開催とした。対象者126名中50名が参加した。 1部では、「第3期協働によるまちづくり推進計画」の理念、基本方針、施策の方向性等を共有した。2部では、話し方教育センターの講師によるファシリテーションスキル向上のための講義を受講し、ペアワークを通じて合意形成に向けた支援方法などを学んだ。	B おおむね 達成	参加者数は目標値を下回ったが、後日実施した振り返りアンケートで、「まちづくり支援に関する意欲が向上した」と回答した参加職員が78%だったため。	
				福祉総務課	新規	107	福祉保健部内研修	福祉保健部の職員が地域共生社会の実現に向けて、目指す姿を共有し、社会の変化やに目を向け、地域の現状を踏まえた質の高いサービスを提供でき、福祉保健部全体で地域福祉施策を推進していくために実施する。	福祉保健部が所管する個別計画の理解や、令和4年度の相談支援拠点整備(重層的支援体制整備事業も含む)に向け、制度や事業をはじめとした知識の習得及び共有を目的とした対象別の研修を実施する。 また、研修での対話や交流を通じて分野横断的に地域福祉施策に取り組むための所属を超えて連携しやすい関係づくりを促進する。これら部内研修の学びを効果的に所属内で共有するため、伝達研修も併せて促進する。	令和3年度に実施予定としている全5回の研修の内、4回までが終了した。対象ごとに目的を絞った効果的な研修を実施している。			
		2	市職員向けデジタルスキルアップ研修の実施 ※新規	協働推進課	新規	108	オンライン開催やSNSの活用等の知識等の講座	市職員向けオンライン開催やSNSの活用等の知識等の講座を開催し、市民ニーズに合わせてITを活用できる職員を育成する。	市職員向けIT活用講座を開催する。 また開催結果を必要に応じて、庁内に情報共有をする。	・協働によるまちづくり職員研修を開催するにあたり、オンラインを活用した運営とし、受講者には研修内容と併せてIT活用のスキルも育成した。 ・研修内容(IT活用含む)をニュースレターで職員へ周知することで、ITを活用できる職員育成のきっかけとした。			
		3	市職員に地域活動への参加促進	全庁	継続	109	市職員に地域活動への参加促進	市職員は、市民の一員であることを自覚し、積極的に地域のまちづくり活動に参加する。	積極的にまちづくり活動に参画し、職員の持つ経験やスキルを地域のために生かす。 市外在住であっても、居住地のまちづくり活動に参加する。	職員の自主的な地域活動への参加			
		4	地域コミュニティ活動体験研修の実施	人事課	継続	110	地域コミュニティ活動体験研修	職員が地域コミュニティ活動に実際に参加し、市民とともに活動することにより、地域コミュニティに関する基礎的な知識の習得や廿日市市に対する愛着(はつかいちを愛する心)の醸成を図り、さらに今後の地域コミュニティ活動への参加意欲を喚起することで、協働によるまちづくりの担い手としてふさわしい職員を育成する。	研修参加者は、勤務外の自主研修として、実際に地域に出て地域住民(地域自治組織)とともに活動(企画会議や行事の参加)する。 ・研修対象者:入庁後3年目及び4年目の職員 計49人 ・活動対象地区:廿日市地区、平良地区、地御前地区、串戸地区、宮園地区、浅原地区 計6区	対象者:49名(3年目:30名、4年目:19名) 参加者:29名(3年目:15名、4年目:14名) 参加率:59%(3年目:50%、4年目:73.7%)			
				地域政策課	継続	111	地域コミュニティ活動体験研修	廿日市市人材育成基本方針では、求められる職員像として「はつかいちに誇りを持ち、地域に貢献できる職員」を挙げている。また、廿日市市協働によるまちづくり基本条例第14条(市の職員の育成)において「市は、協働によるまちづくりの担い手としてふさわしい職員を育成します。」と定めている。この具体的な取組の一環として、入庁3年目の職員(希望者)を対象に、業務時間外に地域活動に参加する研修を実施する。	・団体の総会や円卓会議の準備・出席、地域活動の準備・当日運営、団体の事業計画などの策定補助、地域課題の把握及び解決に向けて考え、話し合い、実践する場への参加 《研修受入地区と研修生参加人数》 串戸(5名)、地御前(4名)、浅原(5名)、廿日市(5名)、平良(5名)、宮園(5名)計6地区29名 ※ 串戸地区、地御前地区、浅原地区については令和3年度時点で入庁4年目職員が参加。新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年度の実施が延期となったため。	新型コロナウイルス感染症の影響で地域行事の多くが中止となったものの、積極的に地域活動へ参加し、全職員への活動の周知も行われている。			

令和3年度 第3期協働によるまちづくり推進計画 事業実績一覧表(12月末現在進捗状況)

※進捗度は担当課において令和元年度の実績をもとに次の区分で自己評価(A～Dを記入)

A:達成(実績数値が目標数値以上)
B:おおむね達成(実績数値が目標数値の70%以上 または 同等の成果があったもの)
C:未達成(実績数値が目標数値の70%未満 または、成果が認

資料1

推進する 仕組み	施策の 方向性		主な取組内容	担当課	実施 区分	No	具体的取組	事業目的	令和3年度事業内容	令和3年度実績		令和3年度評価		施策の 方向性の 評価
										12月末時点	値	理由		
		5	情報交換会の開催 ※再掲	協働推進課	継続	112	情報交換会		1-1-1「No. 4 情報交換会」を参照					
⑤評価及び支援	知 1 のり 充 合 互 実 う い 場 を	1	情報交換会の開催 ※再掲	協働推進課	継続	113	情報交換会		1-1-1「No. 4 情報交換会」を参照					
		2	協働に係わるシンポジウム や講演会等の開催 ※再掲	協働推進課	継続	114	協働によるまちづくりフォーラム		1-1-1「No. 1 協働によるまちづくりフォーラムの開催」を参照					
		3	ICTと対面との効果的な組合 せによる多様な人々の交流 機会の提供 ※新規・再掲	地域政策課 市民センター	新規	115	オンライン開催やSNSの活用等に 関する講座の開催		2-1-1「No. 28 市民センターにおけるICTの利活用の促進」を参照					
		1	はつかいちさくら賞表彰	生涯学習課	継続	116	はつかいちさくら賞	廿日市市の生涯学習の推進に貢献があったもの に対して、はつかいちさくら賞を授与し、表彰する ことにより、市の生涯学習の普及及び推進を図る。 平成3年度に生涯学習推進本部表彰として本表彰 制度が始まり、平成11年度にはつかいちさくら賞 に名称変更した。	・年に2回はつかいちさくら賞表彰選考委員会 (前期と後期)を開催し、はつかいちさくら賞表 彰規程、はつかいちさくら賞表彰規程施行細則に 基づいて、表彰の適否を審査する。 ・表彰の対象となったものを、前期は生涯学習 フェスティバルにおいて、後期はさくらまつりに おいて、表彰式で表彰する。	令和3年度前期の選考委員会を令和3年10月に 実施した。令和3年度後期の選考委員会を令和4 年3月に実施する予定				
	2 市による 評価及び 支援	2	地域貢献活動保険	協働推進課	継続	117	地域貢献活動保険	市民活動団体が安心して地域貢献活動を行う ことができるよう、地域貢献活動保険を用意する。 また、保険制度について周知をする。	地域貢献活動保険の提供 パンフレットの作成、配布 地域貢献活動保険の説明会の開催	・まちづくり活動団体へ地域貢献活動保険の 内容を周知 ・各団体の総会や理事会等における地域貢献活 動保険について説明 ・各種団体へ、パンフレット配布 ・ネットワーク登録団体への説明実施	A 達成	・まちづくり活動への支援として、地域貢献活 動保険を提供している。ネットワーク登録団体 には、毎年パンフレットを配布するとともに、 必要に応じて、総会や理事会へ説明に出向いた 。 ・新たに活動を始める人への支援として、保険 適用について案内した。		
		3	まちづくり交付金による地域自治組織への支援	地域政策課	継続	118	まちづくり交付金 まちづくりチャレンジ応援補助金		1-2-5「No. 21 まちづくりチャレンジ応援補助金」 2-3-1「No. 57 まちづくり交付金」を参照					
		4	認可地縁団体等まちづくり活動団体の法人化に向けた支援	協働推進課	継続	119	まちづくり活動団体の法人化にあたり、法人化 手続きおよび法人化の注意事項の説明など、法人 化後も活動団体の運営がスムーズに行えるよう な支援をおこなう。	市民活動なんでも相談の開催	・毎月2回「市民活動なんでも相談」の実施 ・法人化に向けた手続等の支援を行った					
				地域政策課	継続	120	まちづくり活動団体の法人化支援 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に 住所を有する者の地縁に基づいて形成された団 体が「認可地縁団体」となるための法律上の要 件に適合するよう、申請団体に対して指導及び 助言を行う。	・認可に係る相談対応 ・認可の審査 ・規約変更申請、告示事項変更申請の受付 ・印鑑登録のための個人印証明書の公用請求 ・告示事項証明書、印鑑登録証明書の発行申 請受付(手数料の受領含む)	昨年度から大野支所及び地域政策課に相談が あった大野地域の1団体について、5月に申 請を受け付け審査を行い、6月に認可した。					
		5	協働事例集の作成と共有 ※再掲	協働推進課	継続	121	「協働事例集」の更新		1-1-4「No. 8 「協働事例集」の更新」を参照					
				協働推進課	継続	122	「協働」に関する取組共有		1-1-4「No. 8 「協働事例集」の更新」を参照					

第 3 期廿日市市協働によるまちづくり推進計画に基づく 令和 3 年度取組事業の評価について

1 評価の流れ

(1) 事業実績一覧表による実施状況評価の点検①

各課から提出された 1 2 月末現在の取組事業の実施状況から、既に完了しているものについては評価を行うため、協働推進課で点検する。

(2) 審議会委員による事前確認①（1 月 3 1 日送付）

2 月に開催予定の審議会資料の事前資料として、令和 3 年度取組事業のうち、1 2 月末現在の事業実施状況と評価シートを送付し、内容を確認していただく。

(3) 審議会開催（2 月 2 5 日）

審議会において、1 2 月末現在で既に完了している個別の取組事業に対して、成果を共有し、課題や今後の改善点等の意見をいただく。

(4) 事業実績一覧表による実施状況評価の点検②

1 2 月末時点では継続中で評価が完了していない取組事業について、3 月末現在の実施状況について評価を行うため協働推進課で点検する。既に 1 2 月末で評価シートの記入が終わっている事業と併せて、推進する仕組みごとの施策の方向性を単位として令和 3 年度評価を作成する。

(5) 審議会委員による事前確認②（令和 4 年度 5 月）

6 月に開催予定の審議会資料の事前資料として、令和 3 年度取組事業のうち、1 2 月末時点では評価が完了していないものの事業実施状況と、年間の評価シートを送付し内容を確認していただく。

(6) 審議会開催(6 月)

審議会において、次のとおり令和 3 年度取組事業の成果を共有し、課題や今後の改善点等の意見をいただき、評価を確定する。

① 令和３年度取組事業のうち、前回の審議会で評価が終わっていない個別の取組事業について確認。

② 令和３年度事業について推進する仕組みごとの施策の方向性を単位とする評価について審議。

次に、令和４年度の各課の取組事業について、推進する仕組みごとの施策の方向性に応じて、位置付け等を行う。この場合において、令和３年度取組事業の評価結果を反映できるものとする。

２ 評価基準の考え方

（１）評価基準

評価基準は次の４段階とする。

評価	基準	内容
A	達成	実績数値が目標数値以上
B	おおむね達成	実績数値が目標数値の７０％以上 または 同等の成果があったもの
C	未達成	実績数値が目標数値の７０％未満 または、成果が認められなかったもの
D	未実施もしくは評価が困難な状況であるもの	

（２）評価の視点

各課の事業調書に、以下の情報を参考に、「協働の推進の視点」や、「協働による手法」を取り入れた結果等、実践状況が記載されているか確認する。

①「協働」

市民、まちづくり活動団体及び市がお互いを理解し、信頼するとともに、自主性を尊重して共通する目的に対し協力することをいいます。（廿日市市協働によるまちづくり基本条例第２条）

②「協働によるまちづくりの基本原則」

- １ 誰でもまちづくりに取り組むことができます
- ２ 互いの自主性を尊重しながら取り組みます
- ３ 互いの自立性を尊重し、対等な関係で取り組みます

- 4 それぞれの地域性を大切にして取り組みます
- 5 情報の共有を図りながら取り組みます
- 6 互いに信頼関係を築いて取り組みます
- 7 次代につながる人づくりをしながら取り組みます

③「協働によるまちづくりを進めるための３つの視点」

- 視点１ 多様な主体の参画を促す仕組みづくり
 視点２ 次世代の巻き込みによるまちづくりの継承
 視点３ つながりを維持・強化できる環境づくり

(３) 新たな要因の追加

これまでの評価基準に、新たに外的要因の視点を追加する。

外的要因とは、法律の改正や災害、新型コロナウイルスの感染拡大の影響等により、事業の進捗に遅れを来すものや、予定していなかった突発的な事項などの発生を有するものを言う。

事業の形態に応じて、原則、次のとおり評価の視点を加える。

①集客行事の場合

人を集めて実施する事業《交流会、全市的な研修会、集客行事(イベント)等》						
	中止・延期		やり方を見直して開催			
事業規模	準備せず 中止	準備をしていたが、直 前で中止	規模を縮小	内容を変更	回数を減ら す	オンライン
大規模事業 １００人以上を 集客するもの	D	B	外的要因により計画当初の目標が達成できなかった場合は、やり方を見直して開催するプロセスや開催方法等を評価基準に基づき評価する。 また、次年度に向けた事業企画の変更も視野に入れること。			
中規模事業 ５０人から１００ 人を集客するもの	D	B				
小規模事業 ５０人以内の集客	D	B				

※「やり方を見直して開催」した内容については、個別の事業調書に基づき、精査して評価していくこととする。

②会議や研修会等の場合

会議や打合せ、研修会《連携・連絡会議、地域づくり等の事業・交流行事、研修会等》						
	中止・延期		やり方を見直して開催			
事業内容	準備せず 中止	開催に向けた準備をしていたが、 直前で中止	規模を縮小	内容を変更	回数を減らす	オンライン
定期的を開催する 連絡会議、連携会 議	D	B	外的要因により計画当初の目標が達成できなかった場合は、やり方を見直して開催するプロセスや開催方法等を評価基準に基づき評価する。 また、次年度に向けた事業企画の変更も視野に入れること。			
地域との協議 事業	D	B				
交流行事	D	B				
研修会	D	B				

※「やり方を見直して開催」した内容については、個別の事業調書に基づき、精査して評価していくこととする。